

高岡市区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法第36号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」並びに県の「県産材の利用促進に関する基本計画」に即して、「高岡市区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定めるものである。

2 木材の利用促進の意義

市区域内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業生産性の向上と木材の需要拡大に取り組み、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めることは、森林の適正な整備及び保全が図られ、森林の有する多面的機能の持続的発揮につながる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収して木材の形で固定している。その木材は、建築物等に利用することで炭素を長期間貯蔵可能なこと、鉄やコンクリートなどに比べ製造や加工に要するエネルギーが少ないこと、再生可能な資源で燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないことから、木材利用の拡大や石油資源由来の製品に代替することは、二酸化炭素の排出削減にもつながり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献するものである。

さらに、木材利用の拡大や石油資源由来製品の代替により、あらゆる分野で可能な限り木材を優先して使用することで、市内の林業及び木材産業等の振興と山村地域の活性化にもつながる。

加えて、木材はコンクリート等に比べ高い断熱性を持つだけでなく、調湿作用や吸音性、衝撃吸収力などの優れた特性も有しており、木材の利用を進めることで、市民の快適な住環境の形成、温もりと癒しをもたらす生活環境の実現に寄与するものである。

第2 木材の利用を促進する建築物

- 1 建築物を整備する者は、国、県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他、法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木造化を推進し木材の積極的な利用に努めるものとする。
- 2 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有

利な場合には、木造と他工法との混構造とする。

- 3 建築物の中高層や低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

第3 高岡市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進

市は、国、県並びにこの方針に沿って、その整備する公共建築物等において、率先して木造化、内装等の木質化など、木材の利用に取り組むものとする。

1 木造化の推進

市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上3階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、木造化に努める。(別表)

- (1) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- (2) 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設
- (4) 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設
- (5) その他建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

2 木質化の推進

市が整備する新築、増築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り内装等の木質化を進めるとともに、木材を活用した家具や什器など木製品品の導入や、ペレットボイラー等木質バイオマス利用施設の導入に努めるものとする。

3 間伐材利用の推進

市施工土木工事においては、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、木製残存型枠など間伐材等を積極的に利用するものとする。

第4 木材の安定供給体制の整備に関する事項

市は、これまで取り組んできた低コストで効率的な間伐材生産を図るための路網整備や森林環境譲与税を活用した森林整備等に加え、県が設置する「富山県林業イノベーション推進協議会」に参画し、県と連携してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組むなど、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第5 建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

市は、法及び国、県並びにこの方針を効果的に推進するため、庁内に「高岡市木材利用推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議は、木材利用の具体的な取組事例及び各種補助制度等の情報共有をおこない、木材の利用推進に努める。関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を推進するための木造化と木質化を積極的に検討し、連絡会議にその結果を報告する。

第6 理解の熟成

1 市民の理解の熟成

木材利用に対する幅広い市民の理解の醸成を図るため、市は、法第9条により定められた木材利用促進月間（毎年10月）及び木材利用促進の日（毎年10月8日）を中心に、県や林業及び木材団体などの関係者と連携及び協力し、木材の特性や、脱炭素社会の実現に貢献することなどの木材利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

2 民間事業者への周知等

市は、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努めるとともに、建築物等における木材利用の意義について、民間事業者への積極的な普及啓発に取り組むものとする。

附則 この推進方針は、平成23年10月1日より適用する。

この推進方針は、平成30年2月1日より適用する。

この推進方針は、令和5年4月1日より適用する。

別表

市が整備する木造化に努める公共建築物

建築物の用途		建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする)※1
庁舎・研修所		3階建て以下
学校		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
運動施設 (体育館、武道館等)		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
社会教育施設 (図書館・美術館等)		3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
集会場		2階建て以下で客席が200㎡未満
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下(2階部分が300㎡以上のものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※3
	入院施設なし	2階建て以下
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なもの
市営住宅		3階建て以下(2階部分が300㎡以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※4
展示場・物品販売所		2階建て以下(2階部分が500㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※5
倉庫		2階建て以下(1,500㎡以上は準耐火建築物)

※1 延べ面積が3,000㎡を超える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。

※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※3 2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※4 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※5 2階部分の当該用途に供する部分が500㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。